

4. 申請の活用ケースの紹介

メリットその1: 自主的なスケジュール管理

<p>法第4条第2項の調査命令に先立ち自主的に区域指定の申請を行う。</p>	
概要	<p>3,000 m²以上の土地の形質の変更を予定している土地が汚染されている可能性が高い、または汚染されていることが明らかな場合は、自主的に区域指定の申請を行い、あらかじめ形質変更時要届出区域等に指定してもらうことにより、<u>調査に係る自主的なスケジュール管理が可能となります。</u></p>
具体的には	<p>《形質変更時要届出区域に指定される場合の比較》</p> <div style="text-align: center;"> <p>【法第4条の手続き】</p> <pre> graph TD A[3,000 m²以上の形質変更の届出] -- "都道府県等内部手続き" --> B[調査命令の発出] B -- "概ね120日以内" --> C[土壌汚染状況調査・報告] C -- "都道府県等内部手続き" --> D["形質変更時要届出区域に指定 土地の形質の変更届出"] D -- "工事着手の14日前まで" --> E[工事着手] </pre> <p>【自主的な区域指定の申請の手続き】</p> <pre> graph TD F[自主調査を実施・指定の申請] -- "都道府県等内部手続き" --> G["形質変更時要届出区域に指定 土地の形質の変更届出"] G -- "工事着手の14日前までに" --> H[工事着手] </pre> </div> <p>※ 法第4条の手続きの調査命令は行政手続法の不利益処分です。 <small>不利益処分とは、特定人物を名宛人として、その人物の権利を制限、または、義務を課す行政処分のことです。(行政手続法第2条4項)</small></p> <p>※ 要措置区域に指定される場合は、封じ込めや汚染の除去等の措置を都道府県知事等から指示されることとなります。(法第6、7条)</p>
留意点	<p>案件によっては、申請後の手続きに時間がかかる可能性があります。このため、形質変更時要届出区域等に指定されるまでの工程を把握したい場合には、都道府県知事等に相談しながら手続きを進める方が望ましいと考えられます。</p>